

官報

号外 昭和五十七年八月十日

第九十六回 衆議院會議録 第三十二号

昭和五十七年八月十日(火曜日)

議事日程 第三十六号

昭和五十七年八月十日

午後二時開議

- 第一 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案(近藤元次君外十八名提出)
- 第二 老人保健法案(第九十四回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 第三 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案(近藤元次君外十八名提出)
- 日程第二 老人保健法案(第九十四回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 日程第三 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

午後二時三十分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

長谷川正三君から、海外旅行のため、八月十三日から二十一日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案(近藤元次君外十八名提出)

○議長(福田一君) 日程第一、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖繩及び北方問題に関する特別委員長吉田之久君。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔吉田之久君登壇〕

○吉田之久君 ただいま議題となりました北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案 老人保健法案外一案

士問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案につきまして、沖繩及び北方問題に関する特別委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、北方領土問題が未解決である現在の状況と、これに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊事情にかんがみまして、北方領土その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のために必要な特別の措置を定めようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、
第一は、内閣総理大臣が定める基本方針に基づき、国は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、国民世論の啓発を推進するとともに、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実強化を図るため必要な措置を講ずるものとしております。

第二は、北海道知事は、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣に承認を受けることとしております。この振興計画に基づいて行う北方領土隣接地域の市町村が行う特定の国庫補助事業等については、国は、財政上の特別の助成を行うものとするとしておりますが、行政改革に係る特例適用期間においては、この規定は適用しないものとしております。

さらに、国は、北海道または北方領土隣接地域の市町村が振興計画に基づいて行う事業に係る地方債についての特別の配慮を行うとともに、北方領土隣接地域振興等のための財政上の配慮をすることとしております。

第三は、北海道が、北方領土隣接地域の市町村及び公共的団体等が行う国庫補助の対象とされない地域振興等のための事業等に対して助成するため、北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合

には、国は、これに充てるための資金の一部を昭和五十八年度から五年度以内を目途として交付するものとし、その基金の額は、国から交付を受けた補助金の額の四分の五に相当する額を下らないものとしております。

第四は、北方地域に本籍を有する者についての戸籍事務その他北方地域の村の長の権限に属する事務のうち政令で定めるものは、北方領土隣接地域の市町村の長が行うものとしてしております。

本案は、去る八月四日本委員会に付託され、翌五日提出者高橋辰夫君から提案理由の説明を聴取、六日に質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案について内閣の意見を聴取いたしましたところ、田邊国務大臣から、やむを得ないと考えるとの意見が述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 日程第二とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第二 老人保健法案(第九十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号 老人保健法案外一案 朗読を省略した議長の報告

九三〇

日程第三 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第二、老人保健法案、日程第三、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告及び趣旨弁明を求めます。社会労働委員長唐沢俊二郎君。

老人保健法案及び同報告書
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔唐沢俊二郎君登壇〕

○唐沢俊二郎君 ただいま議題となりました老人保健法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げますとともに、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案について、趣旨弁明を申し上げます。

まず、老人保健法案について申し上げます。本案は、さきの第九十五回国会に本院において修正議決され、参議院において継続審査となつていたものでありますが、今国会に至り、参議院において修正議決の上、去る八月四日本院に交付され、翌五日日本委員会に付託されたものであります。

本案は、本格的な高齢化社会に対応して、老後における健康の保持を図るため、医療に加えて疾病の予防や健康づくりを含む総合的な老人保健対策を推進する制度を創設するとともに、これに必要な費用の公平な負担を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、本案の基本理念は、国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら健康の保持増進に努め、老人の医療費を公平に負担すること及び年齢、心身の状況等に応じ、老後における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられることとする。

第二に、市町村は、当該市町村の区域内に居住

地を有する四十歳以上の者に対し、健康教育、健康診査、機能訓練等の保健事業を行うこと、また、市町村長は、七十歳以上の加入者等に対し、医療を行うこと、

第三に、医療についての診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聞いて定めること、

第四に、医療を受ける者は、保険医療機関等とともに、外来の場合一月につき四百円、入院の場合二月を限度として一日につき三百円の一部負担金を支払わなければならないこと、ただし、当分の間、被用者保険本人の入院時一部負担金は、健康保険法による負担額一万五千円を限度とする。

第五に、医療以外の保健事業に要する費用は、国、都道府県及び市町村がそれぞれ三分の一を負担することとし、医療に要する費用は、国が十分の二、都道府県及び市町村がそれぞれ十分の一、五を負担するほか、医療保険各法の保険者が納付する十分の七の拠出金をもって充てること、

第六に、保険者の医療費拠出金は、当該保険者の七十歳以上の加入者等に係る医療費につき、加入者按分率と当該保険者の加入者調整率を乗じて得た率で調整するものとし、施行年度の加入者按分率は二分の一とするが、次年度以降は老人保健審議会の意見を聞き、毎年の老人人口の増加率等を勘案して、二分の一以下の範囲内で政令で定める率とし、法施行後三年以内を目途として見直すものとする。

第七に、老人保健審議会、社会保険診療報酬支払基金等に関する規定を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと等であり、

以上のうち、次年度以降の加入者按分率、被用者保険本人の入院時一部負担金等については参議院で修正されたものであります。

本案は、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、多数をもって参議院送付案のとおり

可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるシンナー等の乱用者の増加、悪質化が国民の保健衛生上きわめて憂慮すべき問題を提起している現状にかんがみ、現行のシンナー等の摂取、吸入等の乱用者に対する法定刑の引き上げを行うことにより、これら乱用者の規制を強化し、シンナー等による危害の防止を図ろうとするもので、昨日の社会労働委員会においてこれを成案とし、全会一致をもって社会労働委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

その内容は、シンナー等をみだりに摂取し、もしくは吸入し、またはこれらの目的で所持する行為の禁止規定に違反した者は、現在三万円以下の罰金に処することになっておりますが、新たに、これらの違反者に対し一年以下の懲役等に処することができるとするものであります。

以上が本案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、

て、本案は可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 森下 元晴君
国務大臣 田邊 國男君

○朗読を省略した議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律

刑事補償法の一部を改正する法律

(勅告書受領)

一、去る六日、人事院総裁藤井貞夫君から、国家公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告並びにその改定についての勅告を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

今枝 敬雄君

補欠

木部 佳昭君

上村千一郎君

木部 佳昭君

松永 光君

今枝 敬雄君

大蔵委員

松永 光君

上村千一郎君

辞任

麻生 太郎君

補欠

村山 達雄君

玉置 一弥君 竹本 孫一君
村山 達雄君 麻生 太郎君
竹本 孫一君 玉置 一弥君
商工委員
木部 佳昭君 補欠
松永 光君 長野 祐也君
長野 祐也君 木部 佳昭君
保岡 興治君 松永 光君
建設委員
保岡 興治君 補欠
木村 守男君
科学技術委員
中村喜四郎君 補欠
興治君
予算委員
竹本 孫一君 補欠
玉置 一弥君
玉置 一弥君 竹本 孫一君
議院運営委員
北村 義和君 補欠
今枝 敬雄君
今枝 敬雄君 北村 義和君
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
安藤 巖君 補欠
義輪 幸代君
文教委員
山口 鶴男君 補欠
木島喜兵衛君
木島喜兵衛君 山口 鶴男君
一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

今枝 敬雄君 補欠
上村千一郎君 齊藤滋与史君
龜井 静香君 中尾 栄一君
齊藤滋与史君 谷垣 専一君
谷垣 専一君 今枝 敬雄君
中尾 栄一君 龜井 静香君
上村千一郎君
社会労働委員
金子 岩三君 補欠
古賀 誠君 戸井田三郎君
齊藤滋与史君 麻生 太郎君
白川 勝彦君 佐藤 信二君
谷垣 専一君 椎名 素夫君
中尾 栄一君 天野 公義君
牧野 隆守君 志賀 節君
麻生 太郎君 龜井 善之君
天野 公義君 古賀 誠君
龜井 善之君 谷垣 専一君
佐藤 信二君 牧野 隆守君
志賀 節君 齊藤滋与史君
椎名 素夫君 中尾 栄一君
戸井田三郎君 白川 勝彦君
金子 岩三君
(理事補欠選任)
一、去る五日、交通安全対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 斎藤 実君 (理事斎藤実君去る五日委員辞任につきその補欠)
委員 辞任につきその補欠
理事 部谷 孝之君 (理事部谷孝之君去る五日委員辞任につきその補欠)
日委員 辞任につきその補欠
理事 上原 康助君 (理事上原康助君去る六日委員辞任につきその補欠)
日委員 辞任につきその補欠
(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
小杉 隆君 補欠
石原健太郎君
交通安全対策特別委員
丹羽 兵助君 補欠
左藤 恵君
斎藤 実君 草川 昭三君
草川 昭三君 斎藤 実君
沖繩及び北方問題に関する特別委員
部谷 孝之君 補欠
小沢 貞孝君
一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
山本 幸一君 補欠
沢田 広君
石原健太郎君 菅 直人君
菅 直人君 小杉 隆君
沢田 広君 山本 幸一君
小杉 隆君 石原健太郎君
沖繩及び北方問題に関する特別委員
奥田 幹生君 補欠
古賀 誠君
佐藤 信二君 船田 元君
鳩山 邦夫君 浦野 然興君
五十嵐広三君 岡田 利春君
上原 康助君 馬場 昇君
松本 幸男君 竹内 猛君
馬場 昇君 上原 康助君
小沢 貞孝君 部谷 孝之君
浦野 然興君 鳩山 邦夫君
古賀 誠君 奥田 幹生君
船田 元君 佐藤 信二君
岡田 利春君 五十嵐広三君
竹内 猛君 松本 幸男君
一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

上村千一郎君 補欠
大西 正男君 龜井 善之君
田名部匡省君 中村喜四郎君
渡辺 三郎君 植竹 繁雄君
石原健太郎君 沢田 広君
植竹 繁雄君 小杉 隆君
田名部匡省君 上村千一郎君
中村喜四郎君 大西 正男君
沢田 広君 渡辺 三郎君
小杉 隆君 石原健太郎君
阿部 昭吾君
(議案提出)
一、昨九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案 (社会労働委員長提出)
(議案付託)
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
老人保健法案 (第九十四回国会開法第七四号) (参議院送付) 社会労働委員会 付託
一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
医療法の一部を改正する法律案 (森井忠良君外二名提出、衆法第三四号)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 (国鉄労働組合関係 (内閣提出、議決第一号))
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 (国鉄動力車労働組合関係 (内閣提出、議決第二号))
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 (全国鉄施設

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号

朗読を省略した議長の報告 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案及び同報告書

九三二

設労働組合関係(内閣提出、議決第三号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(内閣提出、議決第四号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(内閣提出、議決第五号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(内閣提出、議決第六号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)(内閣提出、議決第七号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(内閣提出、議決第八号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全専売労働組合関係)(内閣提出、議決第九号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(内閣提出、議決第一〇号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(内閣提出、議決第一一号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)(内閣提出、議決第一二号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林業労働組合関係)(内閣提出、議決第一三号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)(内閣提出、議決第一四号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)(内閣提出、議決第一五号)

労働組合関係(内閣提出、議決第一六号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)(内閣提出、議決第一七号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(内閣提出、議決第一八号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)(内閣提出、議決第一九号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(アルコール専売労働組合関係)(内閣提出、議決第二〇号)

以上十九件 社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

貸金業の規制等に関する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

医療法の一部を改正する法律案(森井忠良君外二名提出)

一、今日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

た。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

一、去る五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

刑事補償法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る五日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

北方地域内の村の北海道の区域内の市又は町への編入についての地方自治法の特例に関する法律案(中山正暉君外十一名提出、第九十四回国会衆議院第五四号)

(賛同書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

丸山ワクチン製造承認問題に関する質問主意書(草川昭三君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

鈴木内閣の「公約」と政治責任に関する質問主意書(稲葉誠一君提出)

「官房報償費」に関する質問主意書(稲葉誠一君提出)

田中 六助 海部 俊樹

吉浦 忠治 玉城 栄一

小沢 貞孝 部谷 孝之

菅 直人

賛成者

青木 正久外百四十七名

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、北方領土問題が未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域に置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のために必要な特別の措置を定めることにより、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図り、ひいては北方領土の早期返還を実現して我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約を締結し、両国の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させることに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「北方地域」とは、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。

2 この法律において「北方領土隣接地域」とは、北海道根室市(歯舞群島の区域を除く)、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町及び日梨郡羅臼町の区域をいう。

(北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針)

第三条 内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、外務大臣その他の関係行政機関の長に協議して、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項
- 二 北方地域元居住者（昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者をいい、その子及び孫を含むものとする。以下同じ。）に対する援護等に関する事項
- 三 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

3 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発）

第四条 国は、基本方針に基づき、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発を図るために必要な施策を推進するものとする。

（北方地域元居住者に対する援護等）

第五条 国は、北方領土問題が未解決であることに起因して北方地域元居住者の置かれていた特殊な事情及び北方領土問題の解決のための諸施策の推進を図る上において北方地域元居住者の占める特別な地位にかんがみ、基本方針に基づき、第十条に定めるもののほか、北方地域元居住者に対する援護等の措置の一層の充実強化を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画）

第六条 北海道知事は、北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するため、基本方針に基づき、北方領土隣接地域の市及び町の長の意見を聴いて、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣に承認の申請をすることが出来る。

2 前項に規定する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する基本的な事項

- 二 交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 国土保全及び水資源開発に関する事項
- 四 教育及び文化の振興に関する事項
- 五 生活環境施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により申請された計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 前三項の規定は、振興計画（前項の規定により承認を受けた第一項に規定する計画をいう。以下同じ。）の変更について準用する。

（特別の助成）

第七条 振興計画に基づいて、北方領土隣接地域の市又は町が国又は北海道から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業（北海道から負担金又は補助金の交付を受けて行うものにあつては、北海道が負担し、又は補助するために要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は北海道が負担するもの及び当該事業に係る経費を北方領土隣接地域の市又は町が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下この条において「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（北方領土隣接地域の市又は町に対する負担又は補助のために北海道が要する費用の一部を国が負担し、又は補助し

ている場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第四条、第五条第二項から第四項まで及び第七条の規定の例による。ただし、同法第四条第一項及び第三項並びに第五条第二項中「関係市町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第二条第二項に規定する北方領土隣接地域の市又は町」とする。

一次の施設の整備に関する事業

イ 道路

ロ 河川

ハ 下水道

ニ 住宅

ホ 都市公園

ヘ 教育施設

ト 厚生施設

チ 農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるもの

リ 漁港及び漁業用施設で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業で政令で定めるもの

（地方債についての配慮）

第八条 北海道又は北方領土隣接地域の市若しくは町が振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、国は、北海道又は当該市若しくは町の財政状況が許す限り起債できるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（財政上の配慮等）

第九条 国は、前二条に定めるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るために必要な財政上、金融上及び技術上の配

慮をしなければならない。

（北方領土隣接地域振興等基金）

第十条 北海道は、北方領土問題が未解決であることによる特殊事情に起因する諸問題の解決に資するため、北方領土隣接地域の市若しくは町又は北海道の区域内の公共的団体等が行う振興計画に基づく事業、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業及び北方地域元居住者の援護等に関する事業（国の補助又は負担を伴わないものに限る。）のうち、次に掲げるものに要する経費の一部を補助するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、北方領土隣接地域振興等基金を設けることができる。

一 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業で次に掲げるもの

イ 北方領土隣接地域の特性に即した基幹的な産業の振興に資するための事業

ロ 教育施設、文化施設、生活環境施設及び厚生施設の整備に関する事業

二 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業

三 北方地域元居住者の援護等に関する事業で次に掲げるもの

イ 北方地域元居住者がその能力に適合した職業に就くことができるようにするための技能研修その他その生活の安定及び福祉の増進を図るための事業

ロ 北方地域元居住者が北方領土問題の解決のための諸施策の推進を図る上において特別の地位にあることについての認識を深めるのに資するための事業

2 北海道が前項の規定により北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、その財源に充てるための資金の一部を北海道に対して補助するものとする。

3 第一項の北方領土隣接地域振興等基金の額

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案及び同報告書

九三四

は、前項の規定により国から交付を受けた補助金の額に当該補助金の額の四分の一に相当する額を加算した額を下らないものとする。

(北方地域の村の長の権限に属する事務)

第十一条 当分の間、北方地域(歯舞群島を除く。以下この条において同じ。)に本籍を有する者についての戸籍事務は、他の法令の規定にかかわらず、法務大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が管理する。

2 当分の間、北方地域に本籍を有する者についての住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事務は、他の法令の規定にかかわらず、法務大臣及び自治大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が管理する。

3 前二項に定めるもののほか、当分の間、北方地域の村の長の権限に属する事務のうち政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、北海道知事が北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が行う。

4 前三項の事務を行うにつき必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、北方地域が返還された日の属する年度の三月三十一日に、その効力を失う。

(特別適用期間における特別の助成についての規定の適用)

第三条 第七条の規定は、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)第一条に規定する特別適用期間における各年度の予算に係る国

の負担金又は補助金(当該特別適用期間経過後の年度に繰り越されたものを含む。)については、適用しない。

(北方領土隣接地域振興等基金の財源に充てるための資金に係る補助金の交付)

第四条 国は、第十条第二項の規定により北海道に対して交付すべき補助金については、昭和五十八年度から五年度以内を目途として交付するものとする。

(総理府設置法の一部改正)

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第 号)の施行に関する事(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)

(北海道開発法の一部改正)

第十六条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第 号)に基づく内閣総理大臣の権限(北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する部分に限る。)の行使について補佐すること。

2 北海道開発庁長官は、前項第五号に掲げる所掌事務のうち、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第三条第一項に規定する基本方針の策定及びその変更並びに同法第六条第一項に規定する計画の承認及びその変更の承認に関し内閣総理大臣を補佐する場合には、あらかじめ、総理府北方対策本部長に協議するものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第 号)の規定により特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。

理由

北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のため特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、第七条に規定する特別の助成を除き約八十億円の見込みである。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案(近藤元次君外十八名提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のため特別の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において、「北方地域」とは、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいい、「北方領土隣接地域」とは、根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の区域をいうこと。

2 内閣総理大臣が定める北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針に基づいて、国は、北方領土問題等についての国民世論の啓発を推進するとともに、北方地域元居住者に対する援護等の措置の一層の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

3 北海道知事は、基本方針に基づいて北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けることができるものとする。

4 この振興計画に基づいて、北方領土隣接地域の市町が行う特定の国庫補助事業等については、国は、財政上の特別の助成を行うものとする。ただし、この規定は行政改革に係る特別適用期間においては、適用しないものとする。

5 国は、振興計画に基づいて行う事業に係る地方債についての特別の配意を行うとともに、北方領土隣接地域の振興等のための財政上の配意をすること。

6 北海道が、北方領土隣接地域の市町等が行う国庫補助の対象とされてない地域振興等のための事業等に対し、助成するため、北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、これに充てるための資金の一部を補助するものとし、昭和五十八年度から五箇年度以内を目途として交付するものとする。

7 北方地域に本籍を有する者についての戸籍事務及び北方地域の村の長の権限に属する事務のうち政令で定めるものは、北方領土隣接地域の市町の長が行うものとする。

8 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、北方領土問題が未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれていた特殊な事情にかんがみ、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るために必要な特別の措置を定めようとするもので、その趣旨は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、第七条に規定する特別の助成を除き約八十億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して田邊国務大臣より「やむを得ない」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和五十七年八月六日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 吉田 久

衆議院議長 福田 一殿

老人保健法案（第九十四回国会内閣提出第九十五回国会衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十七年八月四日

参議院議長 徳永 正利

衆議院議長 福田 一殿

老人保健法

（小字及び一は参議院修正）

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 老人保健審議会（第七条―第十一条）

第三章 保健事業

第一節 保健事業の種類（第十二条―第十九条）

第二節 医療以外の保健事業（第二十条―第二十四条）

第三節 医療

第一款 医療の実施（第二十五条―第三十条）

第二款 補則（第三十一条―第三十六条）

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び負担（第四十七条―第五十二条）

第二節 保険者の提出金（第五十三条―第六十二条）

第五章 社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務（第六十三条―第七十七条）

第六章 雑則（第七十八―第八十三条）

第七章 罰則（第八十四―第八十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もつて国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療に要する費用を公平に負担するものとする。

2 国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域又は地域において、老後における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする。

（国の責務）

第三条 国は、この法律による保健事業（以下単に「保健事業」という。）が健全かつ円滑に実施されるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後における健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施しなければならない。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の老後における健康の保持のために必要な施設又は事業を積極的に推進するよう努めるとともに、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）

七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）

八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民

健康保険組合又は共済組合をいう。

3 この法律において「加入者」とは、次に掲げる者をいう。

一 健康保険法の規定による被保険者

二 船員保険法の規定による被保険者。ただし、同法第二十条第一項の規定による被保険者を除く。

三 国民健康保険法の規定による被保険者

四 国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法に基づく共済組合の組合員

五 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）、公共企業体職員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者

六 日雇労働者健康保険法第八條の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第七條の規定による承認を受けて同法の規定による被保険者とならない期間内にある者及び同法第八條第三項の規定により当該日雇労働者健康保険被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

第二章 老人保健審議会（設置及び権限）

第七条 厚生省に、附屬機関として老人保健審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、この法律に規定する保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議する。

（委員）

第八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 審議会の委員は、保健事業を実施する者、保

健康事業に従事する者、保健事業に要する費用を提出する者その他保健事業に関係のある者及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 審議会の委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。

4 審議会の委員は、非常勤とする。

(会長)

第九條 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、会務を総理する。

(部会)

第十條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(政令への委任)

第十一條 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 保健事業

第一節 保健事業の種類

第十二條 保健事業の種類は、次のとおりとする。

- 一 健康手帳の交付
- 二 健康教育
- 三 健康相談
- 四 健康診査
- 五 医療(医療費の支給を含む。次条、第十七条、第二十五条から第三十二条まで及び第四十二条第三項を除き、以下同じ。)
- 六 機能訓練
- 七 訪問指導
- 八 前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のために必要な事業として政令で定める事業

(健康手帳の交付)

第十三條 健康手帳は、健康診査の記録その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載するものとし、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、第二十五条第一項各号に掲げる者その他必要と認められる者に対して交付するものとする。

(健康教育)

第十四條 健康教育は、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育とする。

(健康相談)

第十五條 健康相談は、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言とする。

(健康診査)

第十六條 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。

(医療)

第十七條 医療は、疾病又は負傷に関して行われる次に掲げる給付とする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送
- 七 その他政令で定める給付

(機能訓練)

第十八條 機能訓練は、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練とする。

(訪問指導)

第十九條 訪問指導は、疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者について、保健婦その他の者を訪問させて行われる保健指導とする。

第二節 医療以外の保健事業

(医療以外の保健事業の実施)

第二十條 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域内に居住地を有する四十歳以上の者に対し、医療以外の保健事業を行う。

第二十一條 都道府県は、前条の規定により市町村が行う医療以外の保健事業の実施に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うほか、政令で定めるところにより、市町村と連携を図りつつ、市町村に代わつて、医療以外の保健事業の一部を行うことができる。

第二十二條 医療以外の保健事業は、その対象となる者が、医療保険各法その他の法令に基づく施設又は事業のうち医療以外の保健事業に相当する保健サービスを受けた場合又は受けることができる場合は、行わないものとする。

(実施の委託)

第二十三條 市町村(第二十一条の規定により都道府県が医療以外の保健事業を行うときは、当該都道府県)は、医療以外の保健事業の一部について、第二十五条第三項に規定する保険医療機関等その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

(実施の基準)

第二十四條 医療以外の保健事業の実施の基準は、事業の種類ごとに、市町村の人口規模及び財政事情その他地域の諸事情に配慮して、厚生大臣が定める。

第三節 医療

第一款 医療の実施

第二十五条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、次に掲げる者(加入者に限る。以下「七十歳以上の加入者等」という。)であつて当該市町村の区域内に居住地を有するものに對し、○医療を行う。

○当該各号に該当するに至つた日の属する月の翌月その日の最初の日であるときは、その日の属する月から

一 七十歳以上の者

二 六十五歳以上七十歳未満の者であつて、厚生省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該市町村長の認定を受けたもの

2 第十七条第四号から第六号までに掲げる給付及び同条第七号に掲げる給付(政令で定めるところに限り、行ふものとする。

3 第十七条第一号から第四号までに掲げる給付又は同条第七号に掲げる給付(政令で定めるところに限り、行ふものとする。次に掲げる病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)のうち、自己の選定するものについて、健康手帳を提示して、受けるものとする。ただし、厚生省令で定めるところに該当するときは、健康手帳を提示することを要しない。

一 健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関及び保険薬局

二 国民健康保険法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関

三 前二号に掲げるもののほか、厚生省令で定める病院、診療所及び薬局

4 前項の規定にかかわらず、同項第三号の病院、診療所又は薬局にあつては、当該病院、診療所又は薬局ごとに厚生省令で定める者のみが、医療を受けることができるものとする。

5 保険医療機関等において医療を担当する医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、次の各号に掲げる保険医療機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる医師若しくは歯科医師又は薬剤師(以下「保険医等」という。)とする。

一 第三項第一号の病院、診療所又は薬局 健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師

二 第三項第二号の病院、診療所又は薬局 国民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険法第三十六条第三項に規定する国

民健康保険医又は国民健康保険薬剤師

三 第三項第三号の病院、診療所又は薬局 前二号に掲げる者又はこれらの者以外の医師若しくは歯科医師又は薬剤師であつて厚生省令で定めるもの

(保険医療機関等の責務)

第二十六条 保険医療機関等及び保険医等は、第三十条第一項の医療の取扱い及び担当に関する基準に従い、医療を取り扱い、又は担当しなければならぬ。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導)

第二十七条 保険医療機関等及び保険医等は、医療に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要と認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち合わない場合は、この限りでない。

(一部負担金)

第二十八条 第二十五条第三項の規定により保険医療機関等(薬局を除く。)について医療を受ける者は、医療を受ける際、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一 第十七条第一号から第三号までに掲げる給付(同条第四号に掲げる給付に伴うものを除く。)を受ける場合 保険医療機関等ごとに一月につき四百円

二 第十七条第四号に掲げる給付を受ける場合 合 保険医療機関等ごとに一日につき三百円 前項第一号の一部負担金は、各月において、初めて当該給付を受ける際に支払うものとする。

3 第一項第二号の一部負担金は、同一の病院又は診療所に継続して二月を超えて収容されるに至つたときは、その後は、支払うことを要しない。

4 医療を受ける者が保険医療機関等に対して支払うべき第一項第一号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、当該医療を受ける者が各月において初めて当該給付を受ける日に当該保険医療機関等から受けた当該給付(当該給付に伴う第十七条第七号に掲げる給付を含む。)について第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額を超えることができない。

5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等並びに二以上の診療科名を有する保険医療機関等であつて厚生省令で定めるものは、第一項第一号及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を別にすると診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

6 保険医療機関等は、第一項の一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお医療を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村長は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

7 市町村長は、厚生省令で定めるところにより、特別の理由により保険医療機関等に第一項の一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払いを免除することができる。

(医療に関する費用)

第二十九条 市町村は、医療に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が医療に関し市町村に請求することができ、費用の額は、次条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した医療に要する費用の額から、当該医療に要する当該保険医

療機関等に支払われるべき一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 市町村は、保険医療機関等から医療に関する費用の請求があつたときは、次条第一項の医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準に照らして審査した上、支払うものとする。

3 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

(医療に関する基準)

第三十条 医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

2 中央社会保険医療協議会は、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第十四条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生大臣に文書をもつて建議することができる。

(保険医療機関等の報告等)

第三十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、医療に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二十七条第二項の規定は、第一項の規定による質問又は検査について準用する。

(医療費)

第三十二条 市町村長は、次に掲げる場合には、医療に代えて、医療費を支給する。

一 医療を行うことが困難であると認めるとき。

二 やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 保険医療機関等について診療、薬剤の支給又は手当を受け、やむを得ない理由によりその費用を当該保険医療機関等に支払つた場合において、必要があると認めるとき。

2 前項の規定により支給する医療費の額は、医療に要する費用の額から第二十八条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を基準として、市町村長が定める。

3 前項の医療に要する費用の額は、第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。ただし、その額は、現に医療に要した費用の額を超えることができない。

(特別会計)

第三十三条 市町村は、医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。

第二款 補則

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第三十四条 医療は、当該疾病又は負傷につき、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付若しくは療養給付その他政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれ

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号

老人保健法案及び同報告書

九三八

らの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、その限度において、行わない。

(日雇労働者健康保険法の規定による被保険者等に関する取扱い)

第三十五条 医療は、日雇労働者健康保険法に規定する被保険者又は被保険者であつた者であつて、同法第十条第四項に規定する受給資格者票(同法第六項の規定に該当するものに限る。)及び同法第十七条の四第一項に規定する特別療養費受給票のいずれをも有しないものと並びに同法の規定によるその者の被扶養者については、行わない。

(医療の制限)

第三十六条 医療は、監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間、行わない。

第三十七条 医療は、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷した者については、当該疾病又は負傷に関しては、行わない。

第三十八条 医療は、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷した者については、当該疾病又は負傷に関しては、その全部又は一部を行わないことができる。

第三十九条 市町村長は、医療を受ける者が、正当な理由なしに医療に関する指示に従わないときは、医療の一部を行わないことができる。

第四十条 市町村長は、医療を受ける者が、正当な理由なしに、第四十三条の規定による求めに応ぜず、又は答弁を拒んだときは、医療の全部又は一部を行わないことができる。

(損害賠償請求権)

第四十一条 市町村長は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、医療を行つたときは、その医療に支払つた価額の限度において、医療を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、医療を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村長は、その価額の限度において、医療を行う責めを免れる。

(不正利得の徴収等)

第四十二条 偽りその他不正の行為によつて医療を受けた者があるときは、市町村長は、その者からその医療に支払つた価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、保険医療機関等において診療に従事する保険医等(薬剤師を除く。)が、市町村長に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その医療が行われたものであるときは、市町村長は、当該保険医等に対し、医療を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、保険医療機関等が偽りその他不正の行為により医療に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関等に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(文書の提出等)

第四十三条 市町村長は、医療に関して必要があると認めるときは、当該医療を受ける者又は当該医療を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(診療録の提示等)

第四十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、医療に関して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当てを行った者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当てに関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療を受けた者に対し、当該医療に係る診療又は調剤の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 第三十一条第二項の規定は、前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は、前二項の規定による権限について準用する。

(受給権の保護)

第四十五条 医療(第十七条第七号に掲げる給付であつて政令で定めるものを除く。)を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第四十六条 租税その他の公課は、医療(第十七条第七号に掲げる給付であつて政令で定めるものを除く。)として支給を受けた金品を標準として課することができない。

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び負担

第四十七条 市町村は、当該市町村が行う医療以外の保健事業に要する費用及び当該市町村長が行う医療に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用を支弁する。

(交付金)

第四十八条 市町村が前条の規定により支弁する費用のうち、医療に要する費用の十分の七に相当する額及び第二十九条第二項の事務の執行に要する費用(同条第三項の規定による委託に要する費用を含む。)については、政令で定めるところにより、基金が当該市町村に対して交付する交付金をもつて充てて。

2 前項の交付金は、第五十三条第一項の規定により基金が徴収する拠出金をもつて充てて。

(国の負担)

第四十九条 国は、政令で定めるところにより、市町村が第四十七条の規定により支弁する費用

のうち、医療以外の保健事業に要する費用についてはその三分の一を、医療に要する費用についてはその十分の二を、医療に関する事務の執行に要する費用(前条第一項の交付金をもつて充ててものを除く。)についてはその二分の一を負担する。

(都道府県の負担)

第五十条 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村が第四十七条の規定により支弁する費用のうち、医療以外の保健事業に要する費用についてはその三分の一を、医療に要する費用についてはその十分の〇・五を負担する。ただし、当該市が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市である場合における当該市の支弁する医療以外の保健事業に要する費用については、この限りでない。

(費用の徴収)

第五十一条 医療以外の保健事業であつて厚生大臣が定めるものに要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該保健事業の対象となつた者又はその者の扶養義務者(民法明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。から、当該保健事業に要する費用の一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

(準用)

第五十二条 第四十七条、第四十九条及び前条の規定は、第二十一条の規定により都道府県が医療以外の保健事業の一部を行う場合について準用する。この場合において、第四十七条中「当該市町村長が行う医療に要する費用並びにこれらの事業」とあるのは「当該事業」と、第四十九条中「第四十七条」とあるのは「第五十二条において準用する第四十七条」と、「医療以外の保健事業に要する費用についてはその三分の一を、

医療に要する費用についてはその十分の二を、医療に要する事務の執行に要する費用（前条第一項の交付金をもつて充てたるものを除く。）についてはその二分の一とあるのは、医療以外の保健事業に要する費用の三分の一」と読み替えるものとする。

第二節 保険者の拠出金

第五十三條 基金は、第六十三條第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てたるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、保険者から、医療費拠出金及び事務費拠出金（以下「拠出金」という。）を徴収する。

2 保険者は、拠出金を納付する義務を負う。

（医療費拠出金の額）

第五十四條 前条第一項の規定により各保険者から徴収する医療費拠出金の額は、当該年度の概算医療費拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算医療費拠出金の額からその超える額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算医療費拠出金の額にその満たない額を加算して得た額とする。

（概算医療費拠出金）

第五十五條 前条の概算医療費拠出金の額は、市町村が前々年度の確定医療費拠出金の額に、厚生大臣が、当該年度において市町村が支弁する〇〇医療に要する費用の十分の七に相当する額に、市町村が支弁した医療に要する費用の総額を除して得た率を基準として定める率を乗じて得た額とする。

昭和五十七年八月十日 衆議院会議録第三十二号

〇〇の合計額

- 1 医療費拠出金
- 2 加入者徴収率に概算加入者調整率を乗じて得た率
- 3 前項の医療費拠出金及び加入者徴収率、それぞれ二分の一とする。

第一項第二号の概算加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、当該年度における加入者の見込総数に対する前々年度の加入者の見込総数の割合を当該年度における当該加入者の見込総数に対する前々年度の加入者の見込総数の割合（その割合が百分の二十を超えるときは百分の二十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。）で除して得た率を基準として保険者ごとに算定される率とする。

（確定医療費拠出金）

第五十六條 前二条の確定医療費拠出金の額は、市町村が前々年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療に要する費用の額〇〇にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 前条第一項第一号の医療費拠出金

〇に確定加入者調整率

二 前条第二項第二号の医療費拠出金

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

〇に確定加入者調整率

老人保健法案及び同報告書

昭和五十七年八月十日 衆議院会議録第三十二号

險者から徴収する事務費拠出金の額は、当該年度における第六十三條第一項に規定する基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額と第二十九條第二項の規定による市町村の事務の執行に要する費用（同条第三項の規定による委託に要する費用を含む。）〇〇の見込額との合計額を基礎として、各保険者に係る加入者数〇〇に、厚生省令で定めるところにより算定した率に、市町村の事務の執行に要する費用の額を乗じて得た額とする。

（新たに保険者となつた者の納付すべき拠出金の特例）

第五十八條 合併又は分割により成立した保険者、合併又は分割後存続する保険者及び解散した保険者の権利義務を承継した者に係る当該年度から翌々年度までの各年度の拠出金の額の算定方法は、前三條の規定に定める。

（拠出金の額の決定、通知等）

第五十九條 基金は、各年度につき、各保険者が納付すべき拠出金の額を決定し、当該各保険者に対し、その者が納付すべき拠出金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により拠出金の額が定められた後、拠出金の額を変更する必要があるときは、基金は、当該各保険者が納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

3 基金は、保険者が納付した拠出金の額が、前項の規定による変更後の拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の拠出金その他この法律の規定による基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

（督促及び滞納処分）

第六十條 基金は、保険者が、納付すべき期限までに拠出金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 基金は、前項の規定により督促をするときは、当該保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 基金は、第一項の規定による督促を受けた保険者がその指定期限までにその督促状に係る拠出金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

九三九

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号 老人保健法案及び同報告書

九四〇

き納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる拠出金の額は、その納付のあつた拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに拠出金を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 拠出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(納付の猶予)

第六十二条 基金は、やむを得ない事情により、保険者が拠出金を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生省令で定めるところにより、当該保険者の申請に基づき、厚生大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る拠出金の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

3 基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る拠出金につき新たに第六十条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

(通知)

第六十三条 市町村長は、厚生省令で定めるところにより、基金に對し、その支弁した各保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療に要する費用の額を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知の事務を第二十九条第三項に規定する者に委託することができる。

3 保険者は、当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療に要する費用に關し必要があると認めるときは、市町村長に對し、これらの者に對する医療に要する費用に關する文書の提出を求めることができる。

第五章 社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務

(基金の業務)

第六十三条 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

一 保険者から拠出金を徴収すること。

二 市町村に對し第四十八条第一項の交付金を交付すること。

三 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 基金は、前項の業務に支障のない限りにおいて、厚生大臣の認可を受けて、第一条に規定する目的の達成に資する施設をすることができ

る。

3 前二項に規定する業務は、老人保健関係業務(業務の委託)

第六十四条 基金は、厚生大臣の認可を受けて、老人保健関係業務の一部を保険者が加入している団体で厚生大臣が定めるものに委託することができ

る。

(業務方法書)

第六十五条 基金は、老人保健関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(報告等)
(資料の提出の請求)

第六十六条 基金は、○第六十三條第一項第一号に掲げる業務に關し必要があると認めるときは、保険者に對し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(区分経理)

第六十七条 基金は、老人保健関係業務に係る経理については、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第六十八条 基金は、老人保健関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更するときも、同様とする。

(財務諸表)

第六十九条 基金は、老人保健関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、厚生省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七十条 基金は、老人保健関係業務(第六十条第三項第二項に規定する業務を除く。次項及び次条第一項において同じ)に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業

年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、老人保健関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第六十三條第一項第二号に掲げる業務又は同条第二項に規定する業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)

第七十一条 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第七條の規定にかかわらず、老人保健関係業務に關し、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

る。

2 前項の規定による長期借入金は、二年以内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府保証)

第七十二条 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、前條の規定による基金の長期借入金又は短期借入金に係る債務について保証することができる。

(余剰金の運用)

第七十三条 基金は、次の方法によるほか、老人

保健関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社その他信託業務を営む銀行への金銭信託

(厚生省令への委任)

第七十四条 この章に定めるもののほか、老人保健関係業務に係る基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(報告の徴収等)

第七十五条 厚生大臣又は都道府県知事は、基金

又は第六十四条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、老人保健関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第七十六条 老人保健関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第二十三条第二項の規定の適用については、同法第十三条に規定する業務とみなす。

(審査請求)

第七十七条 この法律に基づいてした基金の処分に不服のある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第六章 雑則

(報告の徴収等)

第七十八条 厚生大臣又は都道府県知事は、市町村について、必要があると認めるときは、当該市町村が行う医療以外の保健事業の実施の状況に関する報告を徴することができる。

2 厚生大臣は、第二十一条の規定により医療以外の保健事業を行う都道府県について、必要があると認めるときは、当該都道府県が行う医療以外の保健事業の実施の状況に関する報告を徴することができる。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、保険者について、提出金の額の算定に関し必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

4 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(先取特権の順位)

第七十九条 提出金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続等)

第八十条 提出金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

2 第六十条第一項及び第二項並びに第六十一条の規定は、第四十二条第一項の徴収金の徴収について準用する。

(時効)

第八十一条 提出金その他この法律の規定による徴収金(第五十一条(第五十二条において準用する場合を含む。))の規定による徴収金を除くを徴収し、又はその還付を受ける権利及び医療費の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 この法律の規定による徴収金の徴収の督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)

第八十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(実施命令)

第八十三条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第八十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康保険組合、国民健康保険組合又は共済組合の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十六条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をした文書を提出したとき。

二 第七十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第七十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 医療を受けた者が、第四十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の罰金に処する。

第八十六条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第四十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章、第八十三条、第八十六条第二項、附則第五条、附則第三十一条及び附則第三十二条の規定(附則第三十一条の規定による社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定を除く。)は公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二章、第三十条(中央社会保険医療協議会に関する部分に限る。)及び附則第三十八条から附則第四十条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(医療以外の保健事業の実施に関する特例)

第二条 市町村は、医療以外の保健事業の実施について、当該市町村における医療以外の保健事業の実施に必要な要員及び施設の状態その他の事情により、第二十四条の規定により厚生大臣が定める基準にすることができないときは、逐

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号

老人保健法案及び同報告書

次これを行うことができるものとする。

(施行年度の医療費拠出金の額の特例)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)の属する年度(以下「施行年度」といふ)において、前条の規定を適用する医療費拠出金の額は、第五十四条から第五十六条までの規定にかかわらず、施行年度の前々年度において当該保険者が医療保険者に係るものに限る。の同条第二項の期間に属する日数の算定に当たっては、一月を三十日として計算する。に属する加入者に対して行つた医療に要する給付に要する医療に要した費用(以下「老人医療に要した費用」といふ)の額に相当する額として厚生省令で定めるところにより算定した額に、施行年度において市町村が支弁する医療に要する費用の予想総額を施行年度の前々年度における各保険者の老人医療に要した費用の総額に相当する額として厚生省令で定めるところにより算定した額で除して得た率を基準として厚生大臣が定める率を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額の十分の七に相当する額とする。

二 二分の一
二 二分の一に施行年度の加入者調整率を乗じて得た割合
前項第二号の施行年度の加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、施行年度の前々年度における加入者の総数に対する七十歳以上の加入者の推定総数の割合を基礎として、同年度における当該保険者に係る加入者数に対する七十歳以上の加入者数の割合等に於て算定される率とする。

12
二 二分の一に施行年度の加入者調整率を乗じて得た割合
前項第二号の施行年度の加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、施行年度の前々年度における加入者の総数に対する七十歳以上の加入者の推定総数の割合を基礎として、同年度における当該保険者に係る加入者数に対する七十歳以上の加入者数の割合等に於て算定される率とする。

れる率とする。

(施行年度の翌年度の医療費拠出金の額の特例)

第四条 第五十四条から第五十六条までの規定による保険者の医療費拠出金の額については、前条の規定を適用する法律施行後の諸事情の変化等を勘案し、更に検討が加えられるべきものとする。
この法律施行後三年以内を目途として所要の措置が講じられるべきものとする。
前々年度とあるのは「施行年度の前年度」と読み替へるものとする。

第五条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)の属する年度(以下「施行年度」といふ)の翌年度以降前条の規定に準じて、施行に必要の経過措置は、政令で定め、より保険者の拠出金の算定方法に關する措置が講じられるまで。

(加入者按分率の特例)

第五條 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)の属する年度(以下「施行年度」といふ)の翌年度以降前条の規定に準じて、施行に必要の経過措置は、政令で定め、より保険者の拠出金の算定方法に關する措置が講じられるまで。

2
前項の規定による加入者按分率は、この法律による老人保健制度の実施に伴う保険者の負担増が著しく大きくなり、これを定めて、加入者の増加等を勘案して定めるものとし、これを定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴かなければならない。

(老人福祉法の一部改正)
第六條 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第九條」を「第十條」に、「第十條」を「第十一條」に、「第四十一條」を「第三十七條」に改める。

第八條 保健所は、老人の福祉に關し、老人福祉施設等に対し、榮養の改善その他衛生に關する事項について必要な協力を行うものとする。

る。

第十條及び第十條の二を削る。

第一章中第九條の次に次の一條を加える。
(健康保持に關する措置)
第十條 老人の心身の健康の保持に關する措置については、この法律に定めるもののほか、老人保健法(昭和五十六年法律第七号)の定めるところによる。

第二十一條第一号中「第十條、第十條の二及び」を削り、「行なり」を「行」に改める。
第二十四條第一号中「第十條に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十條の二に規定する措置に要する費用についてはその六分の一を」を削る。

第二十六條第一号中「第十條に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十條の二に規定する措置に要する費用についてはその三分の二を」を削る。
第二十八條第一号中「第十條及び」を削り、「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第三十六條から第三十九條までを削り、第四十條中「都道府県知事又は市町村長」を「措置の実施機関」に、「若しくは収入の状況又は医療に關する給付の受給状況」を「又は収入の状況」に改め、同條を第三十六條とし、第四十一條を第三十七條とする。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第七條 施行日前に行われた医療に係るこの法律による改正前の老人福祉法第十條の二の規定による老人医療費の支給については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例により支給されることとされた老人医療費については、この法律による改正前の老人福祉法第三十六條から第三十九條までの規定はなお効力を有する。
3 施行日前に行われたこの法律による改正前の老人福祉法第十條及び第十條の二に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担については、なお従前の例による。

九四二

4 施行日前に行われたこの法律による改正前の老人福祉法第十條の規定による措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)
第八條 健康保険法の一部を次のように改正する。
第八條及び第八條の二中「健康保険」を「本法」に改める。
第二十一條第三号に次のただし書を加える。
但し保険料ノ納付ノ遅延ニ付保險者ニ於テ正当ノ事由アリト認めムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條第一号中「被保險者」の下に「(老人保健法(昭和五十六年法律第七号)第二十五條第一号各号に掲ぐる者ヲ除ク)」を加える。
第四十三條第二号中「被扶養者ノ療養」の下に「並ニ老人保健法ニ依ル医療」を加える。
第四十三條第六号中「社会保険各法」の下に「又ハ老人保健法」を加える。

第四十三條第八号第三号中「被保險者」を「療養ノ給付ヲ受クル者」に、「当該被保險者」を「当該療養ノ給付ヲ受クル者」に改め、同條第五号中「被保險者又ハ被保險者タリシ者」を「療養ノ給付ヲ受ケタル者」に改める。
第四十三條第十二号第六号中「又ハ」を「若ハ」に、「療養ニ」を「療養又ハ老人保健法ニ依ル医療ニ」に改める。

第四十三條第十三号第三号中「社会保険各法」の下に「又ハ老人保健法」を加える。
第四十六條中「被保險者」の下に「老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ヲ受クル被保險者ヲ含ム」を加える。

第五十五條第一号中「シタル療養ノ給付」の下に「又ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療」を、同

下に「又ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療」を、同

スル療養ノ給付」の下に「又ハ同法ノ規定ニ依ル医療を加え、」を「継続シテ同一保険者」を「当該保険者」に改め、同項に次のただし書を加える。
但シ同法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ル間ハ此ノ限ニ在ラズ
第五十六條第二項中「前項ノ規定」を「前二項ノ規定」に、「前項ノ埋葬料」を「第一項ノ埋葬料」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第五十五條第一項但書ノ規定ノ適用ヲ受クル被保険者タリシ者ニ付テハ当該老人保健法ノ規定ニ依リ行ハル医療ヲ同項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス
第五十九條ノ二第一項中「被扶養者」の下に「老人保健法第二十五條第一項各号ニ掲グル者ヲ除ク」を加える。

第六十七條ノ二に次の一項を加える。
保険者ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払又ハ第五十九條ノ二第四項ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル保険医療機関又ハ保険薬局ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ二分ノ十ヲ乗ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得
第七十條中「事務」の下に「(老人保健法ノ規定ニ依ル提出金(以下老人保健提出金ト称ス)ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム)」を加える。

第七十條ノ三に次の一項を加える。
国庫ハ第七十條及前項ノ規定スル費用ノ外健康保険ノ保険者タル政府ガ提出スベキ老人保健法ノ規定ニ依ル医療費提出金ノ納付ニ要スル費用ニ同項ノ政令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ補助ス
第七十一條第一項中「費用」の下に「(老人保健提出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム)」を加える。
同項の次に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ハ健康保険

事業ニ要スル費用ニ充ツル一般保険料及老人保健提出金ノ納付ニ要スル費用ニ充ツル老人保険料トス
第七十一條ノ四第一項中「保険料率」を「一般

保険料率」に改め、同条第二項中「保険料及国庫補助」を「保険料(老人保健提出金ノ納付ニ要スル補助)」に改め、同条第三項中「一般保険料率」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第一項」を「第二項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条に

第一項として次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依ル場合ノ外老人保健提出金ノ納付ニ要スル一般保険料率ハ一般保険料率ニ老人保健提出金ノ納付ニ要スル場合ニ於テハ第二項ノ申出ヲ為スコトヲ得タルトス
第七十一條ノ四に次の一項を加える。

老人保健提出金ノ各年度ニ於テ保険者ガ納付スベキ老人保健提出金ノ額(政府ノ管掌スル健康保険ニ於テハ其ノ額ヨリ第七十條ノ三第二項ノ規定ニ依ル国庫補助額ヲ控除シタル額)ヲ当該年度ニ於ケル当該保険者ノ管掌スル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額ノ見込額ヲ除シテ得タル率ヲ基準トシテ保険者ノ之ヲ定ム
第七十五條ノ二中「保険料率」の下に「(老人保健提出金ノ納付ニ要スル)」を加える。
第八十七條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第八十八條、第八十八條ノ二及び第八十八條ノ三第一項中「一万円」を「十万円」に改める。
第九十條中「五千元」を「十万円」に改める。

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号

老人保健法案及び同報告書

附則第七條第一項中「第七十一條ノ四第三項」の下に「及第四項」を加える。
第七十一條ノ四第四項に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第二項中「第七十一條ノ四第四項」を「第七十一條ノ四第五項」に改める。

「保険料率」を「一般保険料率」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。
附則第八條第一項中「給付」の下に「又ハ健康保険組合ニ係ル老人保健提出金ノ納付」を加える。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第九條 健康保険の被保険者又は被扶養者であつて第二十五條第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費若しくは高額療養費又は家族療養費若しくは家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 健康保険法第四十三條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局が施行日前にした詐欺その他不正の行為により支払われた療養の給付又は家族療養費の支給に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の健康保険法第七十條ノ三第二項に規定する国庫補助の割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、千分の百六十とす。

4 施行日前にした行為に対する健康保険法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十條 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八八号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第四項中「第七十條ノ三」を「第七十條ノ三第一項」に、「同条」を「同項」に改める。
第十一條 船員保険法の一部を次のように改正す

第九條第一項及び第三項中「船員保険」を「本法」に改める。
第十九條ノ四第三号に次のただし書を加える。
但シ保険料ノ納付ノ遅延ニ付行政官ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第二十五條ノ三に次の一項を加える。
政府ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払又ハ第三十一條ノ二第五項ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル保険医療機関又ハ保険薬局(健康保険法第四十三條第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ二分ノ十ヲ乗ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得
第二十八條第一項本文を次のように改める。
七十歳未満ノ被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八八号)第二十五條第一項第二号ニ掲グル者ヲ除ク)又ハ被保険者タリシ者及七十歳以上ノ被保険者タリシ者ノ疾病又ハ負傷並ニ七十歳未満ノ被保険者(同法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル)及七十歳以上ノ被保険者ノ職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病及雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷(当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ限ル)ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス
第二十八條第三項第一号中「(健康保険法第四十三條第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ)」を削る。
第二十八條ノ三第五項中「被保険者又ハ被保険者タリシ者」を「療養ノ給付ヲ受ケタル者」に改める。
第三十條第二項第三号ただし書中「場合」の下

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号

老人保健法案及び同報告書

九四四

に「又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ガ行ハルル場合」を加える。

第三十一条第一項中「其ノ給付」を「其ノ給付又ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療」に改め、同項に後段として次のように加える。

雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クル間ヲ除クノ外老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ル間ニ於テ亦同ジ

第三十一条第二項中「被扶養者」の下に「老人保健法第二十五条第一項各号ニ掲グル者ヲ除ク」を加え、同条第二項中「前項ノ療養」の下に「又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付」を、「選定スルモノ」の下に「又ハ同法ノ規定ニ依リ之ニ相当スルモノ」を加える。

第五十条ノ九第二項中「前項ノ規定を「前二項ノ規定」に、「前項ノ金額」を「第一項ノ金額」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

被保険者タリシ者ニシテ第二十八條第二項ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ヲ有スルモノガ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ療養ノ給付又ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療開始後五年ヲ経過スルニ至ル迄ノ間ニ於テ行ハルル同法ノ規定ニ依ル医療ニ付テハ其ノ医療ヲ療養ノ給付ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス但シ健康保険ニ於テ葬祭料ニ相当スル保険給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十八條第四項中「事務」の下に「老人保健法ノ規定ニ依ル提出金(以下老人保健提出金ト称ス)ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム」を加える。

第五十九条第一項中「費用」の下に「老人保健提出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム」を加え、同条第四項、第五項各号列記以外の部分、第六項中「及第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用」及び第七項中「保険料率」を「一般保険料率」に改

め、同条第九項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第十項中「第五項ノ保険料率」を「第七項ノ一般保険料率」に、「第四項」を「第六項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル給付ノ外老人保健提出金ノ増加ニ伴ヒ其ノ保険料率ハ一般保険料率ニ老人保健料率ヲ加ヘタル率トス但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ一般保険料率ニ限ルモノトス

第五十九條第一項の次に次の一項を加える。前項ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ハ船員保険事業ニ要スル費用ニ充ツル一般保険料及老人保健提出金ノ納付ニ要スル費用ニ充ツル老人保健料トス

「第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用及老人保健提出金ノ額」に改め、同条第八項中「第六項」を「第八項」に、「第五項第一号乃至第三号」を「第七項第一号乃至第三号」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第九項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第十項中「第五項ノ保険料率」を「第七項ノ一般保険料率」に、「第四項」を「第六項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル給付ノ外老人保健提出金ノ増加ニ伴ヒ其ノ保険料率ハ一般保険料率ニ老人保健料率ヲ加ヘタル率トス但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ一般保険料率ニ限ルモノトス

第五十九條第一項の次に次の一項を加える。前項ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ハ船員保険事業ニ要スル費用ニ充ツル一般保険料及老人保健提出金ノ納付ニ要スル費用ニ充ツル老人保健料トス

第五十九條ノ二第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第五十九條ノ三 第五十九條第五項ノ老人保健料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ老人保健提出金ノ額ヲ当該年度ニ於ケル被保険者(第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク)ノ標準報酬月額ノ總額ノ見込額デ除シテ得タル率ヲ基準トシ社会保険庁長官ノヲ定ム

第六十条第一項各号中「第五十九條第八項」を「第五十九條第十項」に改め、「増減シタル率」の下に「老人保健料率」を二分の一ニ相当スル率ト算シタル率」を加える。

第六十八條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十九條、第六十九條ノ二及び第六十九條ノ三第一項中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第五項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

附則第二十項中「第五十九條第八項」を「第五十九條第十項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第五項第一号乃至第三号を「同条第七項第一号乃至第三号」に改める。

に、「第五十九條第五項第一号」を「第五十九條第七項第一号」に改める。

附則第十九項中「第五十九條第七項」を「第五十九條第九項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改める。

附則第二十項中「第五十九條第八項」を「第五十九條第十項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第五項第一号乃至第三号を「同条第七項第一号乃至第三号」に改める。

附則第二十一項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第五項第一号乃至第三号を「同条第七項第一号乃至第三号」に改める。

第十二條 船員保険の一部改正に伴う経過措置
第十二條 船員保険の被保険者若しくは被扶養者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者であつて第二十五条第一項各号のいづれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費若しくは高額療養費又は家族療養費若しくは家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 船員保険法第二十八條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局が施行日前にした詐欺その他不正の行為により支払われた療養の給付又は家族療養費の支給に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する船員保険法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第十三條 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

3 療養の給付は、老人保健法(昭和五十六年法律第 号)の規定による医療を受ける

ことができる間は、行わない。
第十六條の二第一項中「療養の給付」の下に「老人保健法の規定による医療であつて、第十條第四項の受給資格者票(同条第六項の規定に該当するものに限る。)を有する者に対して行われるものを含む。次項及び次条において同じ。」を加え、同条第五項中「できない場合」の下に「又は老人保健法第三十四条の規定により、同法の規定による医療(第十條第四項の受給資格者票(同条第六項の規定に該当するものに限る。)を有する者に対して行われるものに限る。)を有する者に対して行われるものに限る。」以下この項において同じ。の全部を受けることができない場合」を、「おいては、療養の給付」の下に「又は同法の規定による医療」を、「法律による療養の給付」の下に「又は老人保健法の規定による医療」を加える。

第十七條の四第一項中「該当する被保険者」の下に「老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者を除く。」を加え、「三箇月」を「三月」に、「二箇月」を「二月」に、「その被扶養者」を「次の各号の一に該当する被保険者の被扶養者(老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者を除く。)」に改め、同条第二号中「一箇月」を「一月」に、「六箇月」を「六月」に改める。

第二十五條の二の見出しを「(不正利得の徴収等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保険者は、保険医療機関又は保険薬局が詐欺その他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第十七條第三項(第十七條の六において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関又は保険薬局に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の十を乗じて得た額を支払わせることができる。

第二十八條第一項中「事務」の下に「老人保健

法の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)の納付に関する事務を含む。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 国庫は、前二項に規定する費用のほか、老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用に前項に定める割合を乗じて得た額を負担する。

第二十九条中「費用」の下に「(老人保健拠出金の納付に要する費用を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

12 前項の規定により徴収する保険料は、日雇労働者健康保険事業に要する費用に充てられ、一般保険料及び老人保健拠出金の納付に要する費用に充てられ老人保険料とする。

第三十条中「保険料」を「一般保険料」に改め、同条に次の三項を加える。

13 老人保険料の額は、各年度において、保険者が拠出すべき老人保健拠出金の額から第二十八条第三項の規定による国庫補助の額を控除した額を当該年度において徴収される一般保険料額の総額の見込額で除して得た率を第一項の表の賃金日額の各等級ごとの一般保険料の額に乘じて得た額を基準として、当該等級ごとに保険者が定める。

14 被保険者及び事業主は、それぞれ老人保険料の額の二分の一を負担する。ただし、賃金日額の等級が第一級又は第二級である場合の老人保険料については、被保険者は、老人保険料額にそれぞれ六十分の二十五又は百二十分の五十五を乗じて得た額としてそれぞれ保険者が定める額を負担し、事業主は、これらの各等級につき、老人保険料額から被保険者の負担すべき額に相当する額を控除した額を負担する。

15 前項の場合において、被保険者が負担すべき保険料の額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第五十一条中「六箇月」を「六月」に、「五万円」を「三十万円」に改める。

第五十二条中「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十三条中「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第五十四条中「五千元」を「十万円」に改める。

第五十五条中「一万円」を「十万円」に改める。

第十四条 日雇労働者健康保険の被保険者(被保険者であつた者を含む。)又は被扶養者であつて第二十五条第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る特別療養費の支給については、なお従前の例による。

2 日雇労働者健康保険法第十五条第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局が施行日前にした詐欺その他不正の行為により支払われた療養の給付、特別療養費の支給又は家族療養費の支給に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する日雇労働者健康保険法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正)

第十五条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「被保険者」の下に「(老人保健法(昭和五十六年法律第 号)第二十

五条第一項各号に掲げる者を除く。)」を加える。

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二 療養取扱機関又は国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師は、療養の給

付を取り扱い、又は療養を担当するほか、老人保健法の規定による医療を取り扱い、又は担当するものとする。

第四十八条に次の一号を加える。

五 老人保健法の規定による医療に関し、前各号のいずれかに相当する事由があつたとき。

第四十九条に次の一号を加える。

三 老人保健法の規定による医療に関し、前二号のいずれかに相当する事由があつたとき。

第五十五条第一項中「現に療養の給付」の下に「又は老人保健法の規定による医療を加え、」

「又は老人保健法の規定による医療を加え、」を削り、同条第二項第一号中「又は家族療養費の支給」を「若しくは家族療養費の支給又は老人保健法の規定による医療(次項後段の規定に該当する場合における医療を除く。)」に改め、同条第三項中「行なわれない」を「行われない」に改め、同項に後段として次のように加える。

老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、日雇労働者健康保険法第十七条の四第一項の規定に該当するものが、当該疾病又は負傷につき、老人保健法の規定による医療を受けることができる間も、同様とする。

第六十五条の見出しを「(不正利得の徴収等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保険者は、療養取扱機関が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払を受けたときは、当該療養取扱機関に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の十を乗じて得た額を支払わなければならない。

第六十九条中「事務」の下に「(老人保健法の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。))の納付に関する事務を含む。)」を加える。

第七十条中「費用」の下に「(前項並びに老人保

健法の規定による医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」という。))の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額の合算額」を加える。

第七十二条第二項中「費用」の下に「(前項並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額の合算額)を加える。」

第七十三条第一項各号列記以外の部分中「費用」の下に並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用」を加え、同項に次の一号を加える。

三 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額の百分の二十五に相当する額

第七十三条第二項中「費用の額」の下に「並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額の合算額」を加える。

第七十五条及び第七十六条中「費用」の下に「(老人保健拠出金の納付に要する費用を含む。)」を加える。

第一百八条中「運営」の下に「(老人保健拠出金の納付の事業を含む。)」を加える。

第二百一十一条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百二十二条から第二百二十五条までの規定中「二万円」を「十万円」に改める。

第二百二十六条中「五千元」を「十万円」に改める。

第二百二十七条第一項及び第二項並びに第二百二十八条第二項中「二千元」を「二万円」に改める。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 国民健康保険の被保険者であつて第二十五条第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

老人保健法案及び同報告書

2 国民健康保険法第三十六條第四項に規定する療養取扱機関が施行日前にした偽りその他不正の行為により支払われた療養の給付に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民健康保険法第七十六條の規定は、施行年度の翌年度（施行日が年度の初日に当たる場合は、施行年度）分の保険料から適用し、施行年度（施行日が年度の初日に当たる場合は、施行年度の前年度）分までの保険料については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する国民健康保険法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(國家公務員共済組合法の一部改正)
第十七条 國家公務員共済組合法の一部を次のよ
うに改正する。

第四十七条の見出しを「不正受給者からの費用の徴収等」に改め、同条に次の一項を加える。

8 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関又は保険薬局が偽りその他の不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関又は保険薬局に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の十を乗じて得た額を納付させることができる。

第五十四条第一項中「組合員」の下に「老人保健法の規定による」を挿入する。

第一項各号に掲げる者を除く。次条及び第五十六条において同じ。」を加える。

第五十七条第一項中「被扶養者の下に」(老人

保健法第二十五条第一項各号に掲げる者を除く。第三項及び第四項において同じ。」を加える。

第五十九条第一項中「又は家族療養費」を「若

しくは家族療養費又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費」に改め、「場合」の下に「(一年以上組合員であつた者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による医療又は医療費

を受けている場合を含む。」を加え、「これらの給付を」を「療養の給付、療養費又は家族療養費を」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「場合」の下に「(一年以上組合員であつた者が死亡した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療又は医療費を受けている場合を含む。)」を加え、「これを」を「家族療養費を」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による給付は、老人保健法の規定による医療又は医療費を受けることができるときは、支給しない。

第六十四条に次の一項を加える。

3 第五十九条第三項の規定の適用がある場合には、老人保健法の規定による医療又は医療

費を同条第一項の規定による療養の給付若しくは療養費又は家族療養費とみなして、第一項の規定を適用する。

第六十六条第二項中「収容されている場合」の下に「老人保健法の規定によりこれに相当する給付を受ける場合を含む。」を加える。

第八十一条第二項中「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の」に改め、

「第五十九条第一項の下に」又は「同法」を加え、
「同法の規定」を「国家公務員災害補償法の規定」
に改める。

第八十七条第一項中「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の」に改め、

「第五十九条第一項の下に、又は同法」を加え、
「なおつた」を「治つた」に改め、同条第二項中
「又は療養費」を「若しくは療養費又は老人保健

法の規定による医療若しくは医療費に改め、
「なおらない」を「治らない」に改める。

第九十九条第二項第一号の次に次の一号を加
中費用の下に「老人保健
法の規定による提出金の納付に要する費用を含む。」
える。

一の二 老人保健法の規定による提出金の納

付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

一、二を加える。

第二百二十五条中「同項第一号」の下に、「第二号

第百二十六条の五第二項中「負担金」の下に「老人保健法の規定による拠出金に係る掛金及

「ものとみなす。」の下に「ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めた

第三号中「払い込まなかつたとき」の下に「払込みの遅延について正当な理由があると組合が認

第百二十八条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百三十一條中「一萬圓」を「十萬圓」に改め
「十萬圓」に改める。

る。

附則第十四条の二第一項中「掛金」の下に、「老人保健法の規定による拠出金に係る掛金を含む。」を加える。

第十八条 国家公務員共済組合の組合員又は被扶
（措置）

養者であつて第二十五条第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費若しくは高額療養費又は家族療養費若

しくは家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三

号に掲げる保険医療機関又は保険薬局が施行日

前にした偽りその他不正の行為により支払を受けた国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の療養に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する国家公務員共済組合法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第十九条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十条の二の見出しを「(不正受給者からの費用の徴収等)」に改め、同条に次の一項を加え

る。

3 組合は、第三十三条第一項第四号に規定する保険医療機関又は保険薬局が偽りその他不

正の行為により組合員又はその被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関又は保険薬局に対し、その支払

つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の十を乗じて得た額を納付させることができる。

第三十二条第一項中「組合員」の下に「老人保健法（昭和五十六年法律第七号）第二十五条

第一項各号に掲げる者を除く。次条、第三十三
条の二第一項及び第三十四条第二項において同
じ。」を加える。

第三十四条第一項中「被扶養者」の下に「(老人の規定による医療を受けることができる
保健法第二十五条第一項各号に掲げる者を除

く。次項及び第三十四条の二において同じ。』を加える。

第三十四条の二中「組合員又は」を「組合員（老

人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者を除く。又は「に改める。

第三十六条第一項中「療養又は」を「その者が

療養」に改め、「受けているとき」の下に「、又はその者若しくはその被扶養者が老人保健法

はその者若しくはその被扶養者が老人保健法

の規定による医療若しくは医療費を受けているとき」を加え、「継続してこれを」を「療養を行ない、又は療養費若しくは家族療養費を」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 一年以上組合員であつた者が死亡した際、その者が家族療養費を受けているとき、又はその被扶養者が老人保健法の規定による医療若しくは医療費を受けているときは、その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するとし、同項の規定により家族療養費を受けることができる期間、当該組合員の死亡当時の被扶養者であつた者が現に療養を受けている者に家族療養費を支給する。

3 前二項の規定による給付は、同一の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という。)について、老人保健法の規定による医療又は医療費を受けることができるときは、その期間、支給しない。

4 第三十六條に次の一項を加える。

3 第三十六條第三項の規定の適用がある場合には、老人保健法の規定による医療又は医療費を同条第一項の規定による療養、療養費又は家族療養費とみなして第一項の規定を適用する。

4 第四十四條第二項中「入院した場合」を「病院又は診療所に収容されている場合(老人保健法の規定によりこれに相当する給付を受ける場合を含む。)」に改め、同条第三項中「病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という。)」を「傷病」に改める。

第五十五條第一項及び第五十七條第一項中「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の」に、「第三十六條第一項の規定により継続して」を「第三十六條第一項又は同法の規定により」に改める。

第六十四條第一項中「費用」の下に「並びに老人保健法の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)」を加える。

第六十六條第一項第一号中「費用」の下に「及び老人保健拠出金」を加え、同項第四号中「福祉事業」を「老人保健拠出金の納付に関する事務を含む、福祉事業」に改め、同条第三項第一号中「費用」の下に「及び老人保健拠出金」を加える。

第八十二條の三第二項中「短期給付及び」を「短期給付、老人保健拠出金及び」に改め、同条第三項中「もの」とみなす。の下に「ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。」を加え、同条第四項第三号中「払い込まなかつたとき」の下に「(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。)」を加える。

第八十八條中「三万円」を「二十万円」に改め、第八十九條中「三万円」を「十万円」に改める。

第九十條中「二万円」を「十万円」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合の組合員又はその被扶養者であつて第二十五條第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費若しくは高額療養費又は家族療養費若しくは家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 公共企業体職員等共済組合法第三十三條第一項第四号に規定する保険医療機関又は保険薬局が施行日前にした偽りその他不正の行為により支払を受けた同法に規定する共済組合の組合員又はその被扶養者の療養に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する公共企業体職員等共済組合法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

老人保健法案及び同報告書

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十一条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十九條の見出しを「(不正受給者からの費用の徴収等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合は、第五十七條第一項第三号に掲げる保険医療機関又は保険薬局が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関又は保険薬局に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の十を乗じて得た額を納付させることができる。

第五十六條第一項中「組合員」の下に「(老人保健法(昭和五十六年法律第七号)第二十五條第一項各号に掲げる者を除く。次条及び第五十八條において同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第五十九條第一項中「被扶養者」の下に「(老人保健法の規定による医療を受けることができる者)」を加え、第二十五條第一項各号に掲げる者を除く。第三項及び第四項において同じ。を加える。

第六十一條第一項中「又は家族療養費」を「若しくは家族療養費又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費」に改め、「場合」の下に「(一年以上組合員であつた者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による医療又は医療費を受けている場合を含む。)」を加え、「これらの給付を」を「療養の給付、療養費又は家族療養費を」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「場合」の下に「(一年以上組合員であつた者が死亡した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療又は医療費を受けている場合を含む。)」を加え、「これを」を「家族療養費を」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による給付は、老人保健法の規定による医療又は医療費を受けることができるときは、支給しない。

第六十六條に次の一項を加える。

3 第六十一條第三項の規定の適用がある場合には、老人保健法の規定による医療又は医療費を同条第一項の規定による療養の給付若しくは療養費又は家族療養費とみなして、前二項の規定を適用する。

第六十八條第二項中「収容されている場合」の下に「(老人保健法の規定によりこれに相当する給付を受ける場合を含む。)」を加える。

第八十六條第二項中「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の」に改め、「第六十一條第一項」の下に「又は同法」を加え、「同法の規定による通勤災害」を「地方公務員災害補償法の規定による通勤災害」に改め、「若しくは療養費の支給」の下に「若しくは老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給」を加える。

第九十二條第一項中「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の」に改め、「第六十一條第一項」の下に「又は同法」を加え、同条第二項中「又は療養費」を「若しくは療養費又は同法の医療若しくは医療費」に改める。

第百十三條第二項第一号の次に次の一号を加える。

中「費用」の下に「(老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)」

一の二 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用 拠出金の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

第百十三條第四項及び第百四十一條第一項中「同項第一号」の下に、第一号の二を加える。

第百四十四條の二第二項中「負担金」の下に「(老人保健法の規定による拠出に係る掛金及

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号

老人保健法案及び同報告書

た業務以外の」に改める。

地方公共団体の負担金を含む。」を加え、同条第三項中「もの」とみなす。」の下に「ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときは、この限りでない。」を加え、同条第四項第三号中「払い込まなかつたとき」の下に「(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときを除く。)」を加える。

第百四十四条の三第一項中「第四十九条第二項の下に及び第三項を加え、及び第百四十四条の三十一」を並びに第百四十四条の三十一「に改め、同条第二項の表第八十六条第二項の項中「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給」に改め、第六十一条第一項の下に「又は同法」を加え、同法の規定による通病災害」を「地方公務員災害補償法の規定による通病災害」に、「の支給」を「の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給」に改め、同表第九十二条第一項の項中「又は療養費の支給開始」を「若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の開始」に改め、第六十一条第一項の下に「又は同法」を加え、「又は療養費の支給を受けている」を「若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給を受けている」に、「又は療養費の支給を受ける」を「若しくは療養費の支給又は同法の規定による医療若しくは医療費の支給を受ける」に改める。

第百四十七条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百四十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号中「業務以外の」を「業務又は他の法律により組合若しくは連合会が行うもの」とされ

第百四十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百五十条及び第百五十条の二中「一万円」を「十万円」に改める。

第百七十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百七十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 地方公務員共済組合の組合員又は被扶養者であつて第二十五条第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費若しくは高額療養費又は家族療養費若しくは家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 地方公務員等共済組合法第五十七條第一項第三号に掲げる保険医療機関又は保険薬局が施行日前にした偽りその他不正の行為により支払われた地方公務員共済組合の組合員又は被扶養者の療養に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する地方公務員等共済組合法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二十三條 私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、組合は、老人保健法(昭和五十六年法律第七号)の規定による拠出金の納付に関する業務を行う。

第二十條中「第十八条第一号」を「第十八条第一号第一号」に改める。

第二十五條第一項の表第百二十六条の五第二項の項を次のように改める。

第百二十六条の五第二項

掛金及び国の負担金(老人保健法の規定による拠出金に係る掛金及び国の負担金を含む。)の合算額

第二十六條中「第十八条第三号」を「第十八条第一項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十條第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十一條中「二万円」を「十万円」に改める。

第五十二條中「一万円」を「十万円」に改める。

第五十三條中「五千元」を「十万円」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 施行日前にした行為に対する私立学校教職員共済組合法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第二十五條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「健康保険事業」の下に「(老人保健法(昭和五十六年法律第七号)ノ規定ニ依ル拠出金ノ納付ヲ含む以下之ニ同ジ)」を、「日雇労働者健康保険事業」の下に「(同法ノ規定ニ依ル拠出金ノ納付ヲ含む以下之ニ同ジ)」を加える。

第三條及び第四條中「保険給付費」の下に「老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金」を加える。

第十條第二項中「保険給付費」の下に「老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金」を加える。

掛金(老人保健法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)

項中「前三項」を「第二項乃至前項」に、「第七十一條ノ四第三項」を「第七十一條ノ四第四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前二項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十一條第二項ノ老人保険料ヲ以テ老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ヲ支弁スルニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ当該不足スル金額ヲ限り健康勘定ノ負担ニ於テ当該老人保険料ヲ以テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得但シ前二項ニ規定スル借入金以外ノ借入金ヲ為サザル場合ニ於テ生ズベキ同勘定ノ歳計ノ不足額ヲ限度トス

(船員保険特別会計法の一部改正)

第二十六條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「船員保険事業」の下に「(老人保健法(昭和五十六年法律第七号)ノ規定による拠出金ノ納付を含む。以下同ジ。)」を加える。

第三條中「保険給付費」の下に「老人保健法の規定による拠出金」を加える。

第六條中「保険給付費」の下に「及び老人保健法の規定による拠出金」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十七條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項に次の一号を加える。

四 老人保健法(昭和五十六年法律第七号)の規定に基づく医療

第九四八

(地方税法の一部改正)

第二十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の規定に基づく医療」の下に「若しくは老人保健法(昭和五十六年法律第七号)の規定に基づく医療」を加える。

第七十二條の十七第一項中「麻薬取締法の規定に基づく医療」の下に「若しくは老人保健法の規定に基づく医療」を加える。

第七百三條の四第一項中「(国民健康保険)を(老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険に、(分賦金)を(同法の規定による拠出金の納付に要する費用を含む)の分賦金とする。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国民健康保険税の標準課税総額は、次の各号に掲げる額の合算額(国民健康保険を行う一部事務組合に加入している市町村にあつては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額)とする。

一 当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付について的一部負担金の総額の見込額を控除した額の百分の六十五に相当する額

二 当該年度の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 この法律による改正後の地方税法第七百三條の四の規定は、施行年度の翌年度(施行日が年度の初日に当たる場合は、施行年度)分の国民健康保険税から適用し、施行年度(施行日が年度の初日に当たる場合は、施行年度の前年度)分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(老人保健特別徴収金の徴収)

第三十條 国民健康保険の保険者は、施行日が年度の初日に当たる場合を除き、施行年度分の拠出金の納付に充てたための費用については、当該年度の収入をもつて充てたものとす。この場合において、当該年度の支出の見込額が当該年度の収入の見込額を超えることとなるときは、その超える額の範囲内において、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主又は国民健康保険組合の組合員から老人保健特別徴収金を徴収することができる。

2 老人保健特別徴収金については、国民健康保険法第七十七條から第八十一條まで、第百十條、第百十三條及び第百二十七條第二項(第百二十八條第一項において準用する場合を含む)の規定を準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第三十一條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第二章 役員及び職員

第八條中「十六人」を「十七人」に改める。

第十條第二項中「厚生大臣が各々同数を委嘱する。」を「厚生大臣が委嘱するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者代表する者について、各々同数とする。」に改める。

第二章中第十二條の次に次の一条を加える。

第十二條の二 基金の職員は、理事長が任命する。

第十三條第二項中「業務の外を(業務のほか)」に、「老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十條の二第六項を(老人保健法(昭和五十六年法律第七号)第二十九條第三項)に改める。

第十六條第一項中「毎事業年度末に」の下に「第十三條第一項から第三項までに規定する業務に関する」を、「作成し」の下に「これに関する監事の意見を付して」を加え、「二箇月」を「二月」に改める。

第十九條中「その事務」を「第十三條第一項から第三項までに規定する業務に関する事務」に改める。

第二十三條第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第二十三條の二中「五万円」を「三十万円」に改める。

第二十四條第一項中「五千元」を「十万円」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 前条の規定(社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の改正規定を除く)の施行の日前にした行為に対する同法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(精神衛生法の一部改正)

第三十三條 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の四第一項中「又は共済組合」を「若しくは共済組合又は市町村(特別区を含む)に改め、(これらの法律)の下に「又は老人保健法(昭和五十六年法律第七号)を加え、(こえる)を(超える)に改める。

(結核予防法の一部改正)

第三十四條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「又は共済組合」を「若しくは共済組合又は市町村(特別区を含む)以下に、「社会保険各法の規定」を「社会保険各法又は老人保健法(昭和五十六年法律第七号)の規定」に、「こえる」を(超える)に改め、同条第三項中「社会保険各法の規定による給付」を「社会保険各法又は老人保健法の規定による給付」に改める。

第四十一條第四項中「社会保険各法の規定による療養の現物給付として行なわれ又は療養費」を「社会保険各法又は老人保健法の規定による療養若しくは医療の現物給付として行なわれ又は療養費若しくは医療費」に、「行なわれる」を「行われる」に、「こえる」を(超える)に改める。

第五十二條中「(特別区を含む。以下同じ。)」を削る。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第三十五條 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第一項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)」の下に「老人保健法(昭和五十六年法律第七号)」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三十六條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 老人保健法(昭和五十六年法律第七号)

(地方財政法の一部改正)

第三十七條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第七号の四を次のように改める。

七の四 老人保健事業、老人の養護委託及び葬祭並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに要する経費

第十條第八号の三を次のように改める。

八の三 国民健康保険の事務(老人保健拠出金の納付に関する事務を含む)の執行並びに療養の給付、療養費の支給及び老人保健医療費拠出金の納付に要する経費

(優生保護法の一部改正)

第三十八條 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項及び第七條から第九條までの規定中「中央優生保護審査会」を「公衆衛生審議会」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四條 都道府県優生保護審査会

第十六條及び第十七條を次のように改める。

(都道府県優生保護審査会)

第十六條 優生手術に関する適否の審査を行うため、都道府県知事の監督に属する都道府県優生保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第十七條 削除

第十八條 第一項を次のように改める。

審査会は、委員十人以上以内で組織する。

第十八條第二項中「各優生保護審査会」を「審査会」に改め、同条第三項中「中央優生保護審査会」にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては「審査会」を削り、「それぞれ、これを命ずる」を「任命する」に改め、同条第四項中「各優生保護審査会」を「審査会」に改め、同条第五項中「都道府県優生保護審査会」を「審査会」に改める。

第十九條中「定めるものの外」を「定めるもののほか」に、「優生保護審査会」を「審査会」に改める。

第二十七條中「優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務」を「優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術」に改める。

第二十九條中「十万円」を「五十万円」に改める。

第三十條中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十一條及び第三十二條中「一万円」を「十万円」に改める。

第三十三條中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十四條中「十万円」を「五十万円」に改める。

(優生保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 前条の規定の施行の日前にした行為に対する優生保護法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第四十條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十九號の次に次の一号を加える。

二十九の二 老人保健法(昭和五十六年法律第...

号)の定めるところにより、医療

以外の保健事業の実施の基準、医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準を定めること。

第九條第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 老人保健法を施行すること(医療に関する指導及び監督の実施に関するものを除く)。

一の四 老人福祉法の施行に関する事務のうち、老人保健に関するもの。

第十二條第九号の二中「施行すること」の下に

「(老人保健に関するものを除く)」を加える。

第十四條第五号中「監督」の下に「並びに老人保健法の規定による医療に関する指導及び監督の実施」を加え、同条第九号中「指導監督すること」の下に「(老人保健関係業務に関するものを除く)」を加える。

第二十九條第一項の表公衆衛生審議会の項中「述べること」を述べ、並びに優生手術に関する適否の再審査を行うこと」に改め、同表中

「中央優生保護審査会」を「公衆衛生審議会」と改め、同表中

「主として優生手術に関する適否の再審査を行う」と改め、その他優生保護に必要事項を処理すること

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

「老人保健 厚生大臣の諮問に応じて、保険審議会」

者の提出金等に関する重要事項に調査審議すること。

改め、同表中央社会保険医療協議会の項中「審議すること」を審議するほか、老人保健法第三十條第一項の規定による厚生大臣の定めに関する事項を審議すること」に改める。

第四十一條 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第九條第一号の四を削る。

第十二條第九号の二中「(老人保健に関するものを除く)」を削る。

老人保健法案(第九十四回国会閣法第七四号、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、本格的な高齢化社会に対応して、老後における健康の保持を図るため、健康手帳の交付、健康診査、医療等の保健事業を総合的に実施するとともに、これに必要な費用の公平な負担を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら健康の保持増進に努め、老人の医療費を公平に負担すること及び年齢、心身の状況等に応じて、老後における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられることを基本理念とすること。

(二) 老人保健審議会は、保健事業の関係者及び学識経験者二十人以上以内で組織し、保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議すること。

(三) 市町村は、当該市町村の区域内に居住地を有する四十歳以上の者に対し、健康手帳の交付(七十歳以上の加入者等その他必要と認められる者に限る)、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導等の保健事業を行うこと。

(四) 市町村長は、当該市町村の区域内に居住地を有する七十歳以上の加入者及び六十五歳以上七十歳未満で一定程度以上の障害のある加入者に対し、医療を行うこと。

(五) 医療についての診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めること。

(六) 医療を受けようとする者は、健康保険法及び国民健康保険法による保険医療機関等に健康手帳を提示して受けるものとする。

(七) 医療を受ける者は、医療を受ける際、保険医療機関等(薬局を除く)ごとに、外来の場合一月につき四百円、入院の場合二月を限度として一日につき三百円の一部負担金を支払わなければならないこと。ただし、当分の間、被用者保険本人の入院時一部負担金は、健康保険法による負担額(一万五千元)を限度とする。

(八) 医療以外の保健事業に要する費用は、国、都道府県及び市町村が、それぞれ三分の一を負担することとし、医療に要する費用は、国が十分の二、都道府県及び市町村がそれぞれ十分の〇・五を負担するほか、医療保険各法の保険者が納付する十分の七の拠出金をもつて充てること。

(九) 保険者の医療費拠出金は、当該保険者の七十歳以上の加入者等に係る医療費につき、加入者按分率(二分の一、ただし、次年度以降は、老人保健審議会の意見を聴き、毎年の老人人口の増加率等を勘案して、二分の一以下の範囲内で政令で定める率とし、この法律施行後三年以内を目途として見直す。)と当該保険者の加入者調整率を乗じて得た率で調整するものとする。

(十) 社会保険診療報酬支払基金は、保険者から拠出金を徴収し、市町村に対し交付金を交付する業務を行うこと。

(四) この法律の施行に伴い、老人福祉法の老人医療費の支給に関する規定等を整理するほか、医療保険各法において七十歳以上の加入者等の療養の給付等を行わないこととする等関係法律について所要の改正を行うこと。

(五) この法律は、公布の日から一年六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本格的な高齢化社会に対応して、老後における健康の保持を図るため、健康手帳の交付、健康診査、医療等の保健事業を総合的に実施するとともに、これに必要な費用の公平な負担を図る等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十七年度一般会計予算(厚生省所管)に約二千六百十四億円が計上されている。

昭和五十七年八月九日

社会労働委員長 唐沢俊二郎

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

老人保健法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、速やかに適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 老人医療についての診療方針及び診療報酬は、老人の心身の特性を踏まえて改善を図るものとすること。

二 医療を受ける老人の負担を軽減するため、差額ベッド、付添看護等の保険外負担を早急に解消するよう、所要財源の確保と行政指導の一層の徹底を図ること。特に、私立大学附属病院における保険外負担の解消について格段の努力をすること。

三 薬価基準の適正化、医療機関に対する指導、監査の徹底、医療費通知制度の普及、高額医療機器の共同利用等の施策を積極的に推進することにより、医療の無駄を排除し、その適正化を図ること。

四 レセプト審査の改善充実を図り、特にレセプトが迅速に保険者に送付されるよう努めること。

五 社会保険診療報酬支払基金における老人保健業務の実施に伴い、要員の確保その他業務体制の充実強化と審査体制の整備を推進すること。

六 医療機関等の適正配置を含め地域医療の推進を図るため、必要な法制の整備に努めること。

七 医療以外の各種の保健事業が効果的に実施されるよう、保健婦その他の医療関係者の質量両面にわたる養成確保及び保健所等必要な施設設備の整備充実と格段の努力を払うとともに必要な予算措置を講ずるよう努めること。

八 老人保健事業の円滑な実施を図るため、市町村に地域の関係者からなる連絡協議組織を設けるよう指導すること。

九 老人医療のうち、歯科における加齢による咬合障害を伴う欠損補綴の取扱いに対しては、特に改善を図るとともに歯科保健事業の確立と歯周病等に対する歯科健診の導入に努めること。

十 老人医療におけるはり、きゅう、マッサージの取扱については、その需要にこたえられるよう特段の配慮をすること。

十一 痴呆を主とした老人の精神障害に対応するため、精神病床その他の施設の整備を行うとともに、老人精神障害対策に関する専門的な調査研究を進める等総合的な対策を講ずること。

十二 多数の原爆被爆者を抱えているため新たに相当の医療費負担が発生する地方公共団体については、政府はその負担について従前の実績を踏まえ、今後とも別途適切かつ十分な財政措置を講ずること。

十三 退職者医療制度についての検討を急ぐこと。

十四 老人の保健医療と密接な関連を有する年金、福祉サービス、雇用、住宅等に係る老人福祉対策の一層の充実を図ること。

十五 本格的な高齢化社会の到来に対応し、老人問題に関する総合的な研究体制の整備について検討すること。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和五十七年八月九日
提出者
社会労働委員長 唐沢俊二郎

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の四を削り、第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

第二十四条の三 第三条の三の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条中「第二十四条から第二十四条の三まで」を「第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

最近におけるシンナー等の乱用者の動向にかんがみ、シンナー等の摂取、吸入等の禁止規定に違反した者について、新たに一年以下の懲役等に処することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近におけるシンナー等の乱用者の動向にかんがみ、シンナー等の摂取、吸入等の禁止規定に違反した者について、新たに一年以下の懲役等に処することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第二十九号中正誤

衆議院会議録第三十号中正誤

八〇 段行 誤	正
八二 二五 指定	指名
八三 一五 公正	公平
八四 三六 政府に	行政に
八五 三八 美加和町	三加和町
八六 四四 誘った	誘った
八七 三三 コーヒー機関	コーヒー機関

昭和五十七年八月十日 衆議院會議録第三十二号

九五二

昭和五十七年三月三十一日
第三編 郵便物 可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二二六六
〒 105

定価
一〇円部